

平成25年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月17日(採決)

平成25年 第4回 定例会 会議録

日時 平成25年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

#REF! 清原 眞也 #REF! 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、報告しておきます。

阿部議員におかれましては、腰痛のために採決は挙手にて参加することを許可しております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第55号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

議案第55号

篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の法律名及び適用対象を配偶者のみではなく、生活の本拠をともにする関係にある相手からの暴力及びその被害者について対象とされたことに伴い、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の引用規定の改正及び入居者の資格に「改正法第28条の2に関する規定」を追加し、適用対象の拡大をするものであります。

なお、この条例は、平成26年1月3日から施行されます。ただし、第66条の改正規定は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号、篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第56号

篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

本議案は、篠栗町流域関連公共下水道事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を全部適用すること等に伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部改正及び廃止について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容としまして、篠栗町公共下水道事業の地方公営企業化につきましては、下水道事業の経営状況をわかりやすくするためであり、財務適用の部分だけではなく、条例で組織や職員の身分規定など地方公営企業法の全ての条文を適用するものであります。

管理者は非設置とし、町長が管理者の権限を行うものです。

篠栗町城戸簡易水道事業を篠栗町水道事業に統合することにつきましては、地方公営企業会計の会計基準の見直しが平成26年度の予算から適用され、事業の種類別に営業損益等の情報であるセグメント情報の開示が求められますので、事務の簡素化を図るためのものであります。

事務的な統合であり、お互いの管を接続するものではありません。

地方公営企業化と統合に係る条例を一つにまとめており、関係する12条例について改正及び廃止を行うものです。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

詳細につきましては、連合審査会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第57号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

#### 議案第57号

##### 指定管理者の指定について

本議案は、篠栗町葬祭場「天空会館」の指定管理者、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会の指定期間が平成26年3月31日までとなっており、引き続き葬祭場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため同協議会の葬祭場の指定管理者に指定

するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

指定管理者の内容は、

1. 公の施設名称及び位置

篠栗町葬祭場 篠栗町大字篠栗3037番地

2. 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会 会長 花田 兎一

3. 指定管理者となる団体の所在

篠栗町大字田中1番地1

4. 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

また、指定管理者の選定については、「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者選定委員会に諮問され、2回の委員会が開催され、慎重な審議がなされた結果、篠栗町社会福祉協議会が適任であるとの答申がなされております。

質疑の中で、選定理由に挙げられている独占防止及び平等な利用の確保というものの意味合いについて質疑がありました。執行部からは、葬祭事業者が現在3社あり、社会福祉協議会が受付業務を行うことで窓口となって案内でき、利用者が葬祭事業者を選択する上で、その公平性・平等性が担保されるという答弁がありました。

また、選定委員会の委員の選任方法について質疑があり、執行部から、選定委員会設置要綱に基づき、学識経験者等を委嘱・任命しているとの答弁がありました。

また、委員から、天空会館運営に当たり、さらなるPRを行うようにとの意見がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第58号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第58号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,783万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,937万3,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金のうち障害者福祉費負担金2,661万円を、県支出金のうち障害者福祉費負担金1,115万6,000円、児童福祉費補助金674万6,000円、林業費補助金346万1,000円を、財産収入のうち立木売却収入1,195万4,000円を、町債のうち地域活性化事業債20万円を、普通交付税2,882万6,000円をそれぞれ増額補正し、県支出金のうち障害者福祉費補助金111万4,000円を減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、民生費において、法改正に伴うシステム変更委託料153万3,000円の増額、障害者自立支援サービス給付4,384万6,000円の増額、後期高齢者医療給付費負担金1,087万5,000円の増額、認定保育園の保育料の算定などのシステム変更委託料580万2,000円の増額、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金94万4,000円の増額。

農林水産業費において、萩尾地区造林事業に伴う役務費435万1,000円の増額。

教育費において、肢体不自由児受け入れのための篠栗小学校施設整備費278万3,000円の増額、勢門小学校プール改修工事費1,606万5,000円の増額。

諸支出金において、国民健康保険特別会計繰出金31万1,000円の減額。

以上の補正に加え、人事異動等に伴う人件費135万3,000円の増額が主な補正であります。

債務負担行為補正では、議会運営事業 3,328 万 8,000 円が追加されております。

継続費補正では、町有林保全事業の総額が 1 億 5,914 万 9,000 円に変更されております。

地方債補正では、地域活性化事業費の起債の限度額が 410 万円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 59 号、平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 59 号

平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 31 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 2,594 万 3,000 円とするものでありま



す。

補正予算の内容は、人事異動等に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、意見書案第3号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成25年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。上程いたしました6議案全てを可決いただきましたことに感謝いたします。

その中で、議案第56号「篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部改正」の主たる目的は、篠栗町流域関連公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用すること等に伴う所要の規定を整備するための議案でありました。

御審議いただきましたとおり、公営企業化する際には、投下した資本の合計額、それに伴う借入れの合計額及び返済期限、現在の資産価値の評価及び減価償却の見込み、今後の経営計画等これまでの単年度で処理を継続しておりました特別会計のときとは違う事業運営の視点が必要となってまいります。今後も的確な判断と適正な会計処理によって十分な御説明ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

この場をおかりしまして、平成26年に入ってから具体的に動き始めたい取り組みを2点申し上げます。

まず、1点目は、町内産スギ・ヒノキを使っての教室木質化事業でございます。

本格的には平成26年度から中期的な事業として、順次、小・中学校の教室の床、壁などの木質化を図ってまいりたいと考えております。現在、篠栗町建設協力会との共同作業で篠栗北中学校の空き教室を使って実験的に作成しております。完成ぐあいを見て事業を本格化してまいりたいと考えております。

2番目は、篠栗町立栗の子保育園の今後の運営に関してでございます。

現在、担当課を初め関係各課で「栗の子保育園運営検討委員会」を立ち上げ、協議を重ねているところでございます。今後は幼保一元化や国の「子育て三法」の実施に向けた動向、民営化の可能性等をさらに検討した上で、全員協議会の場をお願いして、議会に対して御説明する機会を持ちたいと考えております。

さて、既に広報ささぐり12月号でお知らせいたしましたとおり、11月7日に篠栗町ふるさと観光大使委嘱式を行い、篠栗町出身のお笑いコンビ「パンクブーブー」の黒瀬 純さんと「バッドボーイズ」の佐田正樹さんに委嘱いたしました。委嘱をお願いするきっかけは、「篠栗町少しでも村おこしの会」のメンバーが大々的に署名活動を行い、篠栗町と所属する芸能プロダクションに働きかけて実現したものであります。

また、地元民放が行ってございました「住みたいまち総選挙」が12月15日で締め切られました。中間報告では、篠栗町を中心とした糟屋郡が2位と大健闘してございました。この投票への呼びかけも、「森の風ささぐり」のメンバー数人が町内各方面に声かけし、篠栗町役場も巻き込んで盛り上がったものでございます。最終結果は26日の放送時に発表されることになっております。既に上位は確定とのことで、頑張った仲間たちに生放送での出演依頼が来ております。優勝すれば我が町の30秒の無料CMをつくっていただけるのだそうでございます。

こうした取り組みは行政が発案してお願いするというスタイルではなく、思いのある町民の皆さんが立ち上がり、みんなで一生懸命呼びかけをして実現できたものでございます。まさに「まちづくり即ち自治」のあるべき姿にほかならないと感じております。

町村自治への思いの強い大森 彌先生は、雑誌ガバナンス12月号に「小規模市町村は、住民の顔が見える関係を大切にし、ヒト、モノ、カネの地域循環を促進し、成長経済中心から身の丈に合った持続可能型経済中心への暮らしのあり方（食と

農・エネルギー・生活支援など)を自立して形成・維持していくことを通じて、「小さな自治」を守っていく以外にない」と持論を展開していらっしゃいます。私も全く同意見でございます。

これからも職員全員一致団結いたしまして、我が町篠栗のために汗をかき、そして先ほど申し上げたような思いのある町民の皆さんと一緒に「共創のまちづくり」を実現して、引き続き、「篠栗町の新しい個性の創造」に向かって努力してまいりますので、議会の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げまして、平成25年第4回定例会の閉会の挨拶いたします。ことし1年どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

草場 謙次

---

篠栗町議会議員

阿部 寛治

---